

第十六回国会 文部委員会 議 録 第七号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事坂田 道太君 理事原田 憲君

理事田中 久雄君 理事辻原 弘市君

理事前田榮之助君 理事世耕 弘一君

天野 公義君 尾関 義一君

竹尾 式君 山崎 猛君

町村 金五君 高津 正道君

野原 覺君 山崎 始男君

大西 正道君

出席國務大臣

文部大臣 大連 茂雄君

出席府委員

文部事務次官 福井 勇君

文部事務官(大臣官房會計課長) 小林 行雄君

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(大學学術局長) 稻田 清助君

文部事務官(社会教育局長) 寺中 作雄君

文部事務官(管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房総務課長) 福田 繁君

専門員 石井 易君

専門員 横田重左衛門君

七月三日

委員山中貞則君辭任につき、その補

欠として相川勝六君が議長の名目で

委員に選任された。

七月三日

危険校舎改築促進臨時措置法案(内

閣提出第一四七号)

公立学校施設費国庫負担法案(内閣

提出第一四九号)

同月二日

学校図書館法制定に関する請願(淡

谷修蔵君紹介)(第二二八八号)

同(塚原俊郎君紹介)(第二三三三

号)

閣提出第一四七号)

公立学校施設費国庫負担法案(内閣

提出第一四九号)

同月二日

学校図書館法制定に関する請願(淡

谷修蔵君紹介)(第二二八八号)

同(塚原俊郎君紹介)(第二三三三

号)

理科教育振興に関する請願(櫻内義

雄君紹介)(第二二八九号)

同(淺沼稻次郎君外一名紹介)(第

二三五四号)

私学恩給財団の国庫補助金増額に關

する請願(高津正道君紹介)(第二

二九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

危険校舎改築促進臨時措置法案(内

閣提出第一四七号)

公立学校施設費国庫負担法案(内閣

提出第一四九号)

文部行政に関する説明聴取

○辻委員長 これより會議を開きま

す。

危険校舎改築促進臨時措置法案を議

題といたします。提案理由の説明を聴

取いたします。大連文部大臣。

危険校舎改築促進臨時措置法案

危険校舎改築促進臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、地方財政及び

公立の義務教育諸学校の危険校舎

の現状にかんがみ、当該危険校舎

の改築を促進するため、当該改築

の改築を促進するため、当該改築

の改築を促進するため、当該改築

の改築を促進するため、当該改築

の改築を促進するため、当該改築

の改築を促進するため、当該改築

に要する経費について、臨時に、

特に国が補助を行うこととし、も

つて義務教育の円滑な実施を確保

することを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、公立の義務教育諸学

校(学校教育法(昭和二十二年法

律第二十六号)第一条に規定する

小学校、中学校並びに盲学校及び

ろう学校の小学部及び中学部をい

う。)の校舎で、その構造上危険な

状態にあるもの(以下「危険校舎」

という。)の改築を行おうとする

地方公共団体に對し、その経費の

一部を補助することができる。

校舎の危険度その他前項の規定

により国が補助を行うことができ

る危険校舎の範圍の決定について

必要な事項は、政令で定める。

(補助率)

第三条 前条の規定により国が行う

補助は、予算の範圍内で、政令で

定めるところにより、危険校舎の

改築に要する経費の三分の一以内

とする。

(補助の申請)

第四条 地方公共団体は、当該地方

公共団体が改築しようとする危険

校舎の改築に要する経費について

国の補助を受けようとする場合に

おいては、文部省令で定めるところ

により、文部大臣に補助金の交

付申請書を提出しなければならない

。

(補助金の交付の取消、停止等)

(補助金の交付の取消、停止等)

(補助金の交付の取消、停止等)

(補助金の交付の取消、停止等)

(補助金の交付の取消、停止等)

第五条 文部大臣は、地方公共団体

に對して補助金を交付する場合に

おいて、左の各号の一に該当する

事由があるときは、当該地方公共

団体に對して、補助金の全部若し

くは一部の交付を取り消し、その

交付を停止し、又は交付した補助

金の全部若しくは一部の返還を命

ずることができる。

一 正当な理由がなく、危険校

舎の改築の全部又は一部を行わ

ないこととなつたとき。

二 補助金を補助の目的以外に使

用したとき。

三 前各号の外、文部大臣の指示

に違反したと認められるとき。

前項の規定により文部大臣が補

助金の交付の取消若しくは停止又

は交付した補助金の返還を命じよ

うとする場合においては、あらか

じめ、当該地方公共団体の教育委

員会に對し、釈明のため意見を述

べ、及び当該地方公共団体のため

有利な証拠を提出する機会を与え

なければならない。

(指示監督)

第六条 文部大臣は、補助金の交付

の目的を最もよく達成するため、

必要があると認めるときは、その

目的を達成するのに必要な限度に

おいて、補助金の交付を受ける地

方公共団体に對して、危険校舎の

改築について必要な指示を行い、

報告書の提出を命じ、又は部下

の職員をして当該補助に係る危険

校舎を実地検査させることができ

る。(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものの

外、この法律の施行に關し必要な

校舎を実地検査させることができ

る。(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものの

外、この法律の施行に關し必要な

事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○大連國務大臣 今回政府から提出

した危険校舎改築促進臨時措置

法案につきまして、その提案の趣旨並

びに内容の概要を御説明申し上げま

す。

公立の義務制学校で、緊急に改築し

なければならないものは今日百数十万

坪にも達し、これらの校舎で勉強して

いる児童生徒は約二百万人の多数に上

つております。従来義務制学校の建築

といえども、その市町村の自己財源に

よつてまかなわれてきたのであります

が、戦後新制中学校の建築等のため、

今日の地方財政ではこれらの危険校舎

を独力で改築することはきわめて困難

な事情にあるのであります。以上の事

情にかんがみましてここに臨時に特に

国が補助を行うことを法制化し、もつ

て危険校舎の改築を促進して、義務教

育の円滑な実施を確保しようとした

のであります。これがこの法律案を

提出する理由であります。

以下法律案の概要を申し上げま

す。第一に、危険校舎改築の国庫補助

の対象は、義務教育諸学校の校舎で、

その構造上危険な状態にあるものであ

りまして、その校舎の危険度その他国

が補助を行うことができる危険校舎の

危険校舎改築促進臨時措置法案(内

閣提出第一四七号)

公立学校施設費国庫負担法案(内閣

範圍の決定について必要な事項は、政令で定めることになつております。第二は、国の補助率でありますが、予算の範圍内で、三分の一以内ということにいたしております。その他に補助の申請、補助金の交付の取消し、停止及び指示監督等所要の規定を設けています次第でございます。

以上申し上げましたように、この法律は、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみ、その改築を促進するため、その改築に要する経費を臨時に、特に国が補助して、義務教育の円滑な実施を確保しようとするものでありまして、予算案にも本年度においてとりあえず十二億円を計上いたしている次第であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○辻委員長 続いて補足説明を聴取いたします。近藤政府委員。

○近藤政府委員 ただいま文部大臣から御説明申し上げました危険校舎改築促進臨時措置法案の提案理由について補足説明をいたします。

本法案の目的は、第一条に規定する通り、地方財政困難の事情にかんがみ、戦時戦後の国の施策に起因して増大累積した公立の義務教育諸学校の危険校舎の改築を促進するため、その改築費について臨時に国が補助を行い、もつて義務教育の円滑な実施を確保しようとするものであります。

第二条は国が補助を行う危険校舎の対象であります。これは義務教育の重要性にかんがみ、小、中学校及び盲、聾学校の小学校及び中学校の校舎で老朽あるいは若朽によりその構造上危険

な状態にあるものとしており、それら校舎の危険度その他国が補助を行うことができる危険校舎の範圍の決定について必要な事項は、政令で定めることになつております。第三条の補助率は、予算の範圍内で三分の一以内となつております。以上は現行の予算の通りであります。第四条は補助の申請であります。危険校舎改築の国庫補助金を受けようとする場合は、文部省令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付の申請をすることにしたしております。第五条は補助金の交付の取消し、停止等でありまして、文部大臣は、地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、正当な理由がなかつたとき、また補助金を補助の目的以外に使用したとき、あるいは文部大臣の指示に違反したとき認められるときは、当該地方公共団体に対して、補助金の全部もしくは一部を取消し、または停止し、その補助金の全部もしくは一部を返還させることができることになつております。第六条は指示監督でありまして、文部大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があるとき認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共団体に対して、危険校舎の改築について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、または部下の職員をして当該補助にかか

る危険校舎を实地検査させることができることとしております。第七条は政令への委任でありまして、危険校舎改築の事業費の範圍、成功認定及び監督等を政令で譲つております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

ります。

○辻委員長 次に、公立学校施設費国庫負担法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大達文部大臣。

公立学校施設費国庫負担法案  
公立学校施設費国庫負担法  
(目的)

第一条 この法律は、公立学校の施設の整備を促進するため、公立学校の施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国の負担する割合等を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。

(国庫負担率)

第三条 左の各号に掲げる事業に要する経費について国が負担する割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公立学校の施設の災害復旧
- 二 公立学校の施設の戦災復旧
- 三 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設

分の一

2 前項各号の施設の範圍は、政令で定める。

(事業に要する経費の種目)

第四条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費の種目は、当該災害復旧又は戦災復旧の本工事費及び附帯工事費の合計額(以下本条中「工事費」という。)並びに事務費とする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の種目は、左に掲げる事業の工事費及び事務費とする。但し、買取その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、当該校舎又は寄宿舎の買取費及び事務費とする。

一 義務教育年限の延長によつて必要となつた公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下本条において同じ。)、の建築(買取その他これに準ずる方法によるこれらの取得を含む。以下本条及び次条において同じ。)

二 義務教育年限の延長によつて増加する児童及び生徒を収容するため、公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎に転用された他の公立の小学校の校舎で、同一の設置者(都の特別区は、これを合して一の設置者とみなす。)、の設置に係るものの建築

前二項に規定する事務費の工事費(買取その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買取費)に対する

割合は、政令で定める。

(事業に要する経費の算定基準)

第五条 公立学校の施設の災害復旧に要する経費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、中学校、盲学校及びろう学校の校舎又は寄宿舎について、政令で定める児童及び生徒一人当たりの坪数及び一坪当たりの建築単価を基準として算定するものとする。

(事業費の決定)

第六条 公立学校の施設の災害復旧若しくは戦災復旧又は義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設(以下「災害復旧事業等」という。)に要する経費(以下「事業費」という。)の額は、前条に規定する基準に従ひ、地方公共団体の提出する資料、实地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

(災害復旧事業等の成功認定)

第七条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を行つたときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

(負担金の還付)

第八条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業等に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることがである。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市(特別区を含む。以下第十条及び第十一条において同じ)町村(市町村の組合を含む。以下第十条及び第十一条において同じ)に對して第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(剰余金の処分)

第九条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業等の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三条第一項の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

(都道府県の教育委員会の事務)

第十条 国が市町村に對して交付する災害復旧事業等の事業費の負担金の額の算定、還付及び災害復旧事業等の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(監督)

第十一条 文部大臣は、災害復旧事業等の施行に關し、この法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に對して、当該災害復旧事業等を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができ。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に對して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(適用除外)

第十二条 この法律の規定は、左に掲げる公立学校の施設の災害復旧については適用しない。

一 災害による被害が大幅(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第五号に規定する建築物の主要構造部が破損した場合をいう。)の程度に達しないもの

二 明らかに設計の不備又は工事

施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

三 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○大連閣務大臣 今回政府から提出いたしました公立学校施設費国庫負担法案につきまして、その提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体は、公立学校の施設の災害復旧及び被災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の整備すなわち新制中学校の建設につきまして、年々多額の費用を支出しております。これに對しては、国も従来から予算措置によつてその一部を負担して参つたのであります。

しかるに災害によつて公立学校の施設は年々平均して約二十億円の被害をこうむつており、また被災復旧も戦後七年余を経過した今日その復旧率はまだ五割にも達しておらず、現状では急最低基準にも達しない学校が相当数ありまして、その不足坪数は約二十万坪にも上つておるのであります。

このように公立学校の施設につきましては今後なお整備すべき必要が多々あるものであります。これらの経費の国庫負担につきましては現在まで明確

な法的根拠がないのでありまして、わずかに地方財政法におきまして、その経費の一部または全部を国が負担すること、そしてその経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は法律または政令で定めることと規定されているにすぎなかつたのであります。

地方財政も窮乏をきわめて、今日、地方公共団体が毎年公立学校の災害復旧や被災復旧あるいは中学校の整備に多額の費用を支出することは非常に困難な状態にありますので、これらの経費につきましては国庫負担の内容を明確にして、公立学校の施設の整備を促進し、もつて学校教育の円滑な実施を確保することが現下の急務であるのであります。しかもこれらの経費は予算額からいたしましても相当の額に上ります。現在の国家財政の事情を勘案して、種々慎重検討を加える必要がありまして、法律をもつて規定することが適當であると認められまして、ここに法律案として御審議を煩わすことになつた次第であります。

以下この法律案の概要を申し上げます。第一に、国の負担率は、災害復旧はすべて二分の一、被災復旧は小学校及び中学校が二分の一、高等学校及び大学が三分の一、義務教育年限の延長に伴う施設の建設は二分の一といふことにいたしております。これは従来予算措置の通りであります。第二は、これらの経費の算定基準であります。災害復旧または被災復旧に要する経費は、政令で定める基準に従ひ、その原形復旧に要する費用を基準とすることになつており、また義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設

は、政令で定める児童生徒一人当りの基準坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定することになつております。

第三に、経費の種目は、それらの事業の本工事費及び附帯工事費並びに事務費といたしております。その他に各事業費の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等所要の規定を設けてあります。これらの事務につきましては大学に關するものを除き、都道府県の教育委員会が行うことにいたしてあります。

以上申し上げましたような理由によりこの法律案を提出いたしましたことなつたのであります。何とぞ本法案につきましても慎重に御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○辻委員長 続いて補足説明を聴取いたします。近藤政府委員。

○近藤政府委員 ただいま文部大臣から御説明申し上げました公立学校施設費国庫負担法案の提案理由について補足説明をいたします。

本法法律案の目的は、第一条に規定するよう、公立学校の施設の整備を促進するため公立学校の施設の災害復旧及び被災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国の負担する割合等を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することにあります。地方財政法第十条の三におきましては公立学校の災害復旧、第三十四条におきましては被災復旧及び義務教育年限の延長に伴う施設の建設について、それが、国がその経費の一部または全部を負担すること、そしてその経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、

法律または政令で定めなければならない」と規定されております。これらの規定は災害復旧については恒久的であり、戦災復旧と義務教育年限の延長に伴う施設の建設については臨時的なものであつて両者の性格は多少異なるのでありますが、同じく学校の施設に関するものでありますから、一本の法律案にまとめたわけでございます。第二条は用語の意義でありまして、この法律において公立学校とは、公立の学校で学校教育法第一条に規定する幼稚園から大学まででございます。災害とは暴風、洪水、地震等の天然災害及び大火となつております。第三条の国庫負担率は、災害復旧は二分の一、戦災復旧は小学校及び中学校が二分の一、高等学校及び大学が三分の一、義務教育年限の延長に伴う施設の建設は二分の一でありまして、これは従来の予算措置の通りであります。なお同条第二項で国庫負担の対象となる施設の範囲は政令で定めることになつておりますが、その政令におきましては、戦災復旧及び義務教育年限の延長に伴う施設の建設については従来通り建物のみとし、災害復旧につきましては建物のほかに校地をも含めたいと考えております。第四条は経費の種目であります。それは当該建物の主体の建築費たる本工事費と給水、排水、電燈等の附帯工事費並びに工事施行者の事務費であります。また義務教育年限の延長に伴う施設の建設につきましては、従来買収も取りましたので本法案でも買収その他これに準ずる方法による取得も認め、さらに今年度の予算案に計上されている義務教育年限の延長のために中学校、盲学校及び、聾学校に転用された小学校の建築で同一の設置者にかか

かる場合、すなわち転用小学校の建築も、国庫負担の対象としております。第五条におきましては経費の算定基準として、災害復旧及び戦災復旧は、政令で定める基準により原形復旧を原則とし、原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること、及び原形に復旧することが著しく困難であるかまたは不適当である場合において当該施設にかわるべき必要な施設をすることも認めております。現行の予算では災害復旧は各学校種別ごとの最低基準まで、戦災復旧の小学校は応急最低基準である〇・七坪まで国庫補助している状況であります。また義務教育年限の延長に伴う施設の建設は、政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一人当りの建築単価を基準として算定することになっております。これも現行の予算では御承知のごとく生徒一人当り〇・七坪の応急最低基準までを国庫補助の対象としておりますが、この取扱いは当分の暫定的措置であると考えております。第六条から第九条までは事業費の決定、成功認定、負担金の還付及び剰余金の処分等を規定しており、第十条におきまして、これらの事務は大学に関するものを除き、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行うこととしたしております。第十一条は監督でありまして、文部大臣は各事業を適正に実施させるため必要の限度において実地検査を行い、報告書を提出させ、また必要な指示をすることができるとし、なお文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会を對して、当該都道府県内の市町村に對し

て、その権限を行わせることができることとしたしております。第十二条は災害復旧の場合の適用除外の規定であります。が、災害による被害が、建築基準法に基定する建築物の主要構造部が破損した場合の大破の程度に達しないものは、国庫負担の対象としないことになつております。

第十三条は政令への委任であります。が、残存物件の算定、災害報告、国庫負担の申請等を政令へ委任しております。なお附則におきまして、この法律は公布の日から施行することとしたしておりますが、昭和二十八年度の予算執行から適用したいと考えております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○辻委員長 文部行政に関する件を議題といたします。前会に引続いて文部大臣に対する質疑を行います。前田栄之助君。

○前田(榮)委員 前会に引続きまして、文部大臣にお尋ね申し上げたいのであります。すなわち先般世耕委員から述べられた教育勅語の問題について、大達大臣から教育勅語は全面的に妥当なりという意味の御答弁があつたようであります。が、このことはきわめられて重要な問題であるとして、日本の教育を推進して行く行政庁の長官である大臣が、古い思想をもつて教育を進めたいことになりまして、たいへんなことになると思つてあります。先般高津委員から憲法に違反抵触するといふ言葉も出たようであります。が、少くとも教育勅語は憲法違反と言われないといはしめても、日本の憲法の精神

には反するものであります。これを秘  
は強く反省をしなければならぬと思  
のであります。大臣は教育勅語の中  
目については現在においても大いに  
るべきところが多いと言われておる  
しかし先般も私が申しました通り、  
の教育勅語の徳目云々というように  
あなたが徳目に重点を置かれるとこ  
に問題があるのである。ごらんの通  
り、教育勅語には「我カ臣民克ク忠  
克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美  
ヲ浴セルハ此レ我カ國体ノ精華ニシ  
テ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」とあ  
す。すなわち古い國家主義による、  
いわゆる主権在民の新しい憲法の精  
神とは並行しないところの「我カ臣  
民克ク忠ニ克ク孝」というこの精  
神が教育の中心から出  
るのだ、これが教育勅語の中心で  
ておるといわれている。そうしてし  
もこの教育勅語は「義勇公ニ奉シ  
テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是  
ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タル  
ノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ  
顕彰スルニ足ラズン」というよう  
に進められてあるのでありまして、  
あなたが徳目と言われ  
るものは、すなわち兄弟ニ友ニ夫  
婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ  
持シ博愛衆愛ニ及ホシ」というこ  
ろがあるじやないか、これがいいん  
だ、こうおつしやるのだろうと思  
うのであります。このことは教育勅  
語の中心ではないもののであります。  
これは何も日本の天皇陛下がそう  
いうことを言われなくても、世界の  
国においても夫婦はけんかしてもよ  
しい、兄弟は和してはならぬとい  
ふことはならぬのであります。これ  
は当然世界のだれでも言うことで

時にどういふ國權であるからどういふことに注意しろとおつしやつておる。だからこの教育勅語というものをあなたのが、いわゆる古い國家主義、あるいは主權が天皇の大權に属しておるといふ古い國家の形態において考えられる点があるのでありまして、この点をあなたが明確にしなければ、どうもわれわれ文部委員もこのまま見通すわけには行かぬのであります。この点のあなたの意見を率直に明確にしてもらいたいことが第一点であります。

○大達國務大臣　この前の委員会のことでも申し上げましたように、私は教育勅語というものが、今日これを學校教育の範圍に限定をいたしまして、そのままでの形において今日學校における道徳教育の中心になることはできない、その地位はすでに失つたものであると、いうことを申し上げたのであります。それは今日の新憲法下の政治体制そのものの意味において今日その形式そのままでの意味において、學校における道徳教育の中心としては、すでにその地位を失墜したものであるというふうなことは、先日の委員会の席上においても申し述べたものであります。ただ教育勅語に盛られております内容、その道徳的精神、これは「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」という言葉があります通り、わが民族の伝統的な道徳精神が盛りに込まれておるものであると思うのであります。伝統の精神という意味は、私は決してほかの國にはない、わが國特有なものだけをさしておるとは思つておらぬのであります。伝統の道徳というものは、その民族が數百年、數千

その次に大臣にお尋ねを申し上げたいのは、少くとも大臣は、日本の文部行政については絶対責任を持つてやらなければならぬ立場だと思ふ。もちろんそういう覚悟で大臣に御就任になつたことであらうと思ふのであります。そういたしますと、いろいろこの予算全体の問題についても、たとえば六・三制の校舎の整備の問題、あるいは危険校舎の問題等では、こういうことでやつておる——何年先に日本の教育設備がどうなるかということについてわれわれは心配するのであります。が、あなたに一番考えてもらいたいのは、本日ここに御陳情になりましたが、どうも今の政府は文教政策というものを重視するきらいがあると思ふのであります。しかも歴代の文部大臣は、あなたはそうでないと思ひますから、言葉づかいについては御了承願ひたいと思ふのであります。が、どうも伴食大臣だ、こういうふうに考えられておる。今義務教育国庫負担法によるところの問題で、富裕層はこの負担法を適用しない、こういう内閣の方針をきめられない。





学校を開くというところに行かぬどころか、まだ交通も杜絶しておるというところもたくさんあるやに聞いております。政府といたしましては、一応とにかく急速に現場に保安隊等を出動させまして、たとえば仮場所をつくるとか、とにかくそういう急速な仮復旧といひますか、そういうことに全力をあげておるのであります。それをやらないうと交通も杜絶しておりますし、救済物資を送るにしてもどうにもなりませんし、また鉄道輸送機関の復旧の上にも支障がありますから、当面はそれを中心として現地で非常な努力しておるやうであります。いずれこの災害の被害、この復旧につきましては調査をいたしまして、それについての必要の措置を講じたいと思ひます。

○大達國務大臣 新憲法が平和並びに民主、この二つのことを支柱にしてきておるといふことであります。私に同感であります。そうしてこれはあらためて國際社会に再出発をしたわが國の今後のあり方として、堅持せらるべきものであると思ひます。

○野原委員 率直に申し上げますと、間違つていない、こういう御見解だと私は承つたのでございます。そこでもう一度お尋ねしたいことは、この前の世耕さんの質問に対する御答弁、それから高津さんの質問に対する御答弁、ただいまはまた前田さんの質問に対する御答弁等を總括して、あなたの教育勅語に対するものと考えたいと思ひます。その私の把握しているはつきりしている点と申しますのは、教育勅語というものには形式がよろしくない、天くだりの形式をとつておるからいけないのである、内容は決して間違つてはいない、新しい時代に即応したものとしてわれわれがこれをつかんで行つたらよいのだ、こういうようなお考えのように思ふのでございますが、この点について

どうも私は納得ができない。私がただいま申し上げましたその主権在民という日本國憲法の精神と教育勅語の理念、その内容、思想的な背景といふか、実践的な立場といふか、理念との間に矛盾がないとあなたははつきりと仰せられるかどうか。主権在民の日本憲法と教育勅語の理念との間に矛盾はないのか、これをお聞きいたします。

○大達國務大臣 私は、教育勅語が主権在民といふか、君主政治そのものを教育勅語によつて主張しているものとは思いません。しかしながらいふゆる立憲君主制下におけるさうな状態を前提として、ものの言ひ方がそれを前提とした言ひ方になつてゐる。これはその通りだと思ひます。ただ教育勅語それ自体は、いふゆる主権は君主にあるのだという政治的な考え方を主張してゐると思ひません。

○野原委員 その点が実は私の了解に苦しむところでありまして、その点はいずれ私が述べて行く過程の中で十分質問もいたしたいと思ひます。そこでもう一つお聞きしたいことは、教育勅語はこの「教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」つまり國体の精華といふことを第一段に述べておられます。「國ヲ肇ムルコト安遠ニ」とつとつとあつて、そうして國体の精華であつて、ここに教育の淵源は存する、こういうふうに述べてゐる。これが戦前の日本の教育であつたと思ひます。これがほんとうのそのときの日本の教育の実態であつたと思ひますが、さつき申しました今日の日本憲法のあいつた考え方によつて打出された今日の日本の教育といふものは、一体何に淵源があるのか、今日の教育の淵源は何にあるのか、この点についてひとつあなたの見解をお聞かせ願ひたい。

○大達國務大臣 教育勅語にいうところの教育といふことは、道徳教育に限定された意味と私は解釈しておるのであります。さういふ意味におきまして、ただいま仰せになりましたような新憲法の趣旨にのつとつた、平和的な民主的な社会が建設されるために必要な道徳、これが今日道徳教育の根本だろふと思ひます。

○野原委員 そういたしますと、先ほど申し上げました教育勅語と、今日の教育のあり方といふものとの間には、大きな食い違いがあるといふことを、あなた自身ただいま肯定されたことと受取つてよろしうございませうか。

○大達國務大臣 私が先日来しばしば申し上げている通り、教育勅語は、今申し上げましたやうな、その当時の國情、その当時の國家組織といふものを前提にして述べられておつて、その点は、形の上からいふと、今日の社會事情あるいは國の形の上には合わない、これははつきり申し上げておるのであります。ただ教育勅語の内容につきましても、わが國の伝統的な道徳精神が盛り込まれておる点については、それは今日の事情にふさわしい新しい形をとらなければならぬことは申し上げるまでもないものでありますけれども、ただ教育勅語が、天くだり式の當時の國家組織といふものを前提にして述べられたといふ一事をもつて、これをことごとく排斥し去るべきものではない、かように存じておるのであります。

○野原委員 教育勅語に盛られておるところの内容といふものは、今日の新しい時代にふさわしいものとして受取ると申されますけれども、そも／＼教育勅語の持つておる根底的な物の考え方といふものは、これは君主國家としての、天皇絶対至上主義の上に立つた考え方でございます。これをあなたが否定されるということになると、これはよほど重大なことになるわけでありまして、教育勅語はそういう考え方の上に立つてあの徳目ができておる。これはつまり「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあるところから考へても、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」それから「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」といふところを何でくつたかといふと、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とくくつてあるものであります。従つてあの中に盛られておるところの道徳、たとえば「夫婦相和シ」といふことは、これは今日もなるほど必要でございませう。しかしながらあの中に盛られておる夫婦相和するといふその考え方の根底は、皇運を扶翼するためといふことにあるのであります。このことは今日の日本の憲法が主権在民といふことになつた今日、明らかにこれは矛盾をいたすのでございませう。これをなおあなたが矛盾をしないといふやうなうそをこねまわしておられるのであります。この点はまことに納得できません。従つてこれはあらためてまた御質問を申し上げます。

そこで次の質問は、かつて參議院の本院におきまして、前の／＼文部大臣でありました天野さんが、天皇は國家の道徳的中心である、こういうことを申されたのでございませうが、一体今日の道徳の中心といふものは天皇にあるのでございませうか、それとも國

學校を開くというところに行かぬどころか、まだ交通も杜絶しておるというところもたくさんあるやに聞いております。政府といたしましては、一応とにかく急速に現場に保安隊等を出動させまして、たとえば仮場所をつくるとか、とにかくそういう急速な仮復旧といひますか、そういうことに全力をあげておるのであります。それをやらないうと交通も杜絶しておりますし、救済物資を送るにしてもどうにもなりませんし、また鉄道輸送機関の復旧の上にも支障がありますから、当面はそれを中心として現地で非常な努力しておるやうであります。いずれこの災害の被害、この復旧につきましては調査をいたしまして、それについての必要の措置を講じたいと思ひます。

○野原委員 文部委員会が開かれましてから、大臣から四つの項目にわたる文部行政としての重点といふものが説明されました。その説明事項について私どもは質疑を繰返しておるのでございますが、この質疑の過程で明らかになつて参りました大臣の教育に対する考え方といふことは、実は今日の日本の教育、今後の日本の教育といふものについて、きわめて重大なものであると私どもは考へるのであります。従つて前田委員がただいま質問されましたけれども、私としても重要な二、三の点について究明いたしておかなければならぬ必要を感じますので、率直にひとつ御答弁をお願い申し上げます。

大臣も御承知のように、日本の憲法といふものは、申し上げるまでもなく、二つの筋金からできておると私は思ひます。一つの筋金は平和主義といふことでございませう。もう一つの筋金は民主主義といふことでございませう。この平和主義と民主主義の二つの筋金の上からできておる日本の憲法の上に立つて、今日の日本の教育方針といふものが打出されておるのでございませうが、この日本憲法の上に立つた今日たまたまの日本の教育方針といふものは間違つておるのか、いけない箇所があるのかどうか、これに対する大臣の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 新憲法が平和並びに民主、この二つのことを支柱にしてきておるといふことであります。私に同感であります。そうしてこれはあらためて國際社会に再出発をしたわが國の今後のあり方として、堅持せらるべきものであると思ひます。

○野原委員 率直に申し上げますと、間違つていない、こういう御見解だと私は承つたのでございます。そこでもう一度お尋ねしたいことは、この前の世耕さんの質問に対する御答弁、それから高津さんの質問に対する御答弁、ただいまはまた前田さんの質問に対する御答弁等を總括して、あなたの教育勅語に対するものと考えたいと思ひます。その私の把握しているはつきりしている点と申しますのは、教育勅語というものには形式がよろしくない、天くだりの形式をとつておるからいけないのである、内容は決して間違つてはいない、新しい時代に即応したものとしてわれわれがこれをつかんで行つたらよいのだ、こういうようなお考えのように思ふのでございますが、この点について

どうも私は納得ができない。私がただいま申し上げましたその主権在民という日本國憲法の精神と教育勅語の理念、その内容、思想的な背景といふか、実践的な立場といふか、理念との間に矛盾がないとあなたははつきりと仰せられるかどうか。主権在民の日本憲法と教育勅語の理念との間に矛盾はないのか、これをお聞きいたします。

○大達國務大臣 私は、教育勅語が主権在民といふか、君主政治そのものを教育勅語によつて主張しているものとは思いません。しかしながらいふゆる立憲君主制下におけるさうな状態を前提として、ものの言ひ方がそれを前提とした言ひ方になつてゐる。これはその通りだと思ひます。ただ教育勅語それ自体は、いふゆる主権は君主にあるのだという政治的な考え方を主張してゐると思ひません。

○野原委員 その点が実は私の了解に苦しむところでありまして、その点はいずれ私が述べて行く過程の中で十分質問もいたしたいと思ひます。そこでもう一つお聞きしたいことは、教育勅語はこの「教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」つまり國体の精華といふことを第一段に述べておられます。「國ヲ肇ムルコト安遠ニ」とつとつとあつて、そうして國体の精華であつて、ここに教育の淵源は存する、こういうふうに述べてゐる。これが戦前の日本の教育であつたと思ひます。これがほんとうのそのときの日本の教育の実態であつたと思ひますが、さつき申しました今日の日本憲法のあいつた考え方によつて打出された今日の日本の教育といふものは、一体何に淵源があるのか、今日の教育の淵源は何にあるのか、この点についてひとつあなたの見解をお聞かせ願ひたい。

○大達國務大臣 教育勅語にいうところの教育といふことは、道徳教育に限定された意味と私は解釈しておるのであります。さういふ意味におきまして、ただいま仰せになりましたような新憲法の趣旨にのつとつた、平和的な民主的な社会が建設されるために必要な道徳、これが今日道徳教育の根本だろふと思ひます。

○野原委員 そういたしますと、先ほど申し上げました教育勅語と、今日の教育のあり方といふものとの間には、大きな食い違いがあるといふことを、あなた自身ただいま肯定されたことと受取つてよろしうございませうか。

○大達國務大臣 私が先日来しばしば申し上げている通り、教育勅語は、今申し上げましたやうな、その当時の國情、その当時の國家組織といふものを前提にして述べられておつて、その点は、形の上からいふと、今日の社會事情あるいは國の形の上には合わない、これははつきり申し上げておるのであります。ただ教育勅語の内容につきましても、わが國の伝統的な道徳精神が盛り込まれておる点については、それは今日の事情にふさわしい新しい形をとらなければならぬことは申し上げるまでもないものでありますけれども、ただ教育勅語が、天くだり式の當時の國家組織といふものを前提にして述べられたといふ一事をもつて、これをことごとく排斥し去るべきものではない、かように存じておるのであります。

○野原委員 教育勅語に盛られておるところの内容といふものは、今日の新しい時代にふさわしいものとして受取ると申されますけれども、そも／＼教育勅語の持つておる根底的な物の考え方といふものは、これは君主國家としての、天皇絶対至上主義の上に立つた考え方でございます。これをあなたが否定されるということになると、これはよほど重大なことになるわけでありまして、教育勅語はそういう考え方の上に立つてあの徳目ができておる。これはつまり「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあるところから考へても、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」それから「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」といふところを何でくつたかといふと、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とくくつてあるものであります。従つてあの中に盛られておるところの道徳、たとえば「夫婦相和シ」といふことは、これは今日もなるほど必要でございませう。しかしながらあの中に盛られておる夫婦相和するといふその考え方の根底は、皇運を扶翼するためといふことにあるのであります。このことは今日の日本の憲法が主権在民といふことになつた今日、明らかにこれは矛盾をいたすのでございませう。これをなおあなたが矛盾をしないといふやうなうそをこねまわしておられるのであります。この点はまことに納得できません。従つてこれはあらためてまた御質問を申し上げます。

そこで次の質問は、かつて參議院の本院におきまして、前の／＼文部大臣でありました天野さんが、天皇は國家の道徳的中心である、こういうことを申されたのでございませうが、一体今日の道徳の中心といふものは天皇にあるのでございませうか、それとも國

民にあるのでございましょうか、お伺いいたします。

○大達國務大臣 天野さんがどういう意味で道徳の中心とおっしゃったか、その点私はよくわかりませんが、道徳が国民を中心として盛り上げなければならぬ。その内容なり徳目は別として、国民によつて高揚され、国民によつて盛り上つて行くものである。その意味において、国民が道徳の中心である、かように考えております。

○野原委員 その点はまったく同感でございます。従つてそういう考え方の上に立つ限り、教育勸諭というものの内容を肯定されるということとは、ますますおかしくなるのであります。従つて大臣は、この辺のところをいささしく御検討あらんことを私は御要望申し上げます。

そこでもう一点質問いたしますが、この文部委員会を通じて、教育に対するあなたの考え方というものが世間に漸次浸透されるにつれて、実は非常な論議が学界あるいは教育に対して関心を持たれる人々の間に巻き起されていくのであります。その論議の一つはこうでございまして、まことに失礼な言い方でございますけれども、私は文部委員として率直に、遠慮なしにあなたに申し上げますが、大達文部大臣はかつて地方行政官でございました。そしてなお小磯戦争内閣の内務大臣を勤められたと私は記憶いたします。しこうして戦争中は、シンガポールの市長も勤められた方でございます。そのあなたが今日文部大臣につかれて、教育勸諭に対するあのようなお考えが述べられるにつれて、一体大達文部大臣は、過

去における日本の戦争政治を指導して来た責任者の一人として、どのような反省をもつて今日文部大臣に就任されたのであるか。あなたが過去にシンガポールの市長として、あるいは小磯内閣の内務大臣としてのあなたのその行動なり業績なりについて、今日のようない御反省をなさつてゐるものかどうかという点について、疑つてゐる人々がございまして、この機会にあなたの反省をなされておる点を、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 私の教育に関する考え方は、すでに御質問によつて申し上げました。また今後明らかにして行きたいと思つておりますが、しかし私の過去における経歴をもつてそれは大達文部大臣に関する考え方、あるいは道徳に関する見方は、そういうふうには違ひないと思ひます。それは、非常に迷惑であります。いかなる反省をしておるかというお尋ねであります。過去の私のどの点を今日反省するのかわからないことを、具体的に申し上げられないのであります。私が教育、道徳に關してどういふ考えを持つてゐるかということは、これはお尋ねに應じてお答え申し上げます。ただ過去戦時内閣の大任をしたとか、占領地の行政官をしたとかいう形だけで、私の考え方を即断されることは困ることでありま

す。

○野原委員 その点は、前の委員によつても質問し、要請もしたこととてございしますが、日本が民主国家として立つて行くためには、教育の民主化といふものを推進する以外に道はないのでございします。従つて民主教育に対するあ

なたの情熱、あなたの御努力、積極性といふものが、実はそういう疑いを晴らすこととてございしますから、率直に教育の民主化といふことについて、一体どうお考えなのか、御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 私はしばしば申し上げておりますように、終戦前の、わが国の相貌が全然違つておつた当時の徳目あるいは教育勸諭のようなものを、今日そのまま通用させるといふことはできないことであるといふことは、申し上げておるのであります。今日はお話のごとく、民主国家としてあらためて再出発をしておるのでありますから、その意味におきまして、教育の面におきまして、政治の面におきまして、健全なる民主国家としてわが国が今後再建せられるようにといふことは、かたくなの通り信じておるのであります。教育の民主化、これはすでに今日の教育制度といふものが、教育の民主化といふことを基本的な態度として出発しておるのであります。従つて私の教育方針の中に、あらためて民主化とか民主という字はなかつたのであります。すけれども、私の申し述べました四つの項目といふもの、少くとも教育内容の改善刷新、あるいは社会教育の充実、あるいは教育の機会均等を拡充する、あるいはまた六・三制義務教育を拡充する、これとことく教育の民主化に資するゆゑであると思つておるのであります。

○野原委員 そこで道徳教育についてもう一点だけお尋ねいたします。あなたは教育内容の刷新充実という項目の中で、愛国心を養ふものとなる道徳教育といふことを述べられたのでござい

ますが、この道徳教育について、かつての自由党の文部大臣の中には、修身科の復活、倫理科の復活といふことを考えた人もあるやに聞いておるのでございしますが、大臣はこういう教科を復活するといふことについてはどのようなお考えをお持ちになりますか。

○大達國務大臣 修身科あるいは倫理科は、むしろ学校における道徳教育と密接な関係を持つておるのであります。私は今日の学校教育、ことに義務教育の面におきまして、道徳教育がさらに浸透充実せらるる必要がありまが、それをいかなる方法で教育の実践に合はして行くか、これはよく論議をされております。今日の社会科の一つとして、内容の一部として取上げて行くか、あるいは社会科を別にして、修身科なりあるいは地理、歴史の科目を設けて行くか、それから小学校の低学年の児童に對しては、これは知識をもつて注入するよりも、まず実践の面において、一口に言つてしつけと申しますか、行儀をよくさせる、いい習慣をつけさせる、こういうこととてやつて行つた方がいゝとか、あるいは子供の知識の発育する程度に順応いたしまして、道徳知識といふものを与えて行く方がいゝとか、こういういろいろの問題があるやと思ひます。これはいゝわばどういふふうに行ふことが最も効率的であるかという問題でありまして、いわば教育技術、教育方法の問題であらうかと思ひます。私はこの点道徳教育を充実浸透させるというところは考へるのであります。それをどういふふう

にするかといふことになると、これはよほど専門的な分野でありまして、御承知の通り、教育課程審議会といふものが文部省の中にありまして、これらの教育方法なり教育技術の面について、ここで専門家が研究しておるのであります。近くこの問題に対する答申があることになつております。その答申にまちなして、これらの専門家の検討を十分経て、そしてそのやり方については社会科といふもののうちから地理、歴史も化学も生物も並んでゐるやうに、社会科学といふことの中に、社会科学といふことには、私は今考へておるの点については、私は今考へておるの点については、御了承いただきたいと思ひます。

○野原委員 日米行政協定に基きまして、アメリカの軍事基地、演習地といふものが相当たくさん日本に置かれておることは御承知の通りでございますが、この軍事基地、演習地における風紀問題、それから子供の教育に関する問題が至るところで起つておるのであります。文部省は一体この事態をどういふふうに対策されておるのか、並びにその対策について御意見があれば、一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 軍事基地を提供使用させることは、行政協定に定める国の義務となつておるのでありますから、これはどういふも国の義務としてしなければならぬわけですね。しかしながらわが国のごとき、まことに国土が狭少であり、人口の密度が非常に高い国柄におきましては、軍事基地が提供され



その後広島の大専長に納まられて、私から言くと、政治の中心から去られて、身分は保障されて、まことにいい御身分になつておると思いますが、歴代の内閣——これはわが自由党も含まれておりますが、常に大臣がかかることに、こりいうことをやりたいと言われただけでも、なか／＼それが実現するのではありません。政界人の中に

つては、文部委員というものは、これ  
はじようだんでなしに、ジンスクスで、  
文部委員になつたら選挙で落選すると  
いうことをいわれておる。事実ずつと  
見渡してみたら、文部委員にこれまで  
なつて相當な地位を占めた人が落選し  
て出て来ておらない。だから各政党と  
も文部委員というものを敬遠しがちで

ある農林委員のこととに取合ひがあるけれども、文部委員に進んでやるおるけれども、文部委員に進んでやる人が少いというような状態であつたといふことを、私は常に残念に思つておつたのであります。今回私は出て来たものでありますけれども、求めて文部委員に入つてみると、わが党では精鋭がそろつておると、野党の諸君も非常に熱心な方々がそろつておられる。文部

委員会といふものが非常に熱心な  
おられるということは、私は喜びにな  
えないのでございますが、この前の議  
務教育費半額国庫負担法、これは今こ  
こにおられる竹尾さんが委員長当時  
議員立法で通つておられますけれども、  
そのときの速記録を見ますと、非常に  
熱心なやつておられる。そうしてこれ  
方々がまだ文部委員に残つておられる

といふことは、私は非常に尊重を執つておるのでありますが、この委員を前にして大臣は文部大臣に就任されてお

るのでございます。先ほども質問がありました。先ほどは、ほんとうに命がけで、教育と心中するといふくらいに覚悟を持ってやつておられるか。大臣の中には自分の意見が通らなかつたといつて大臣を辭職しておられる方は、あに内田さんのみではございません。前にも例はございます。大臣はほんとうにそれだけの意気込みを持って就任されておるかどうかといふことをお聞きしたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 私はいまの勢におきまして、文部大臣に就任いたしましたことに、非常に責任の重大なることを感じております。ただいまお話しになりましたように一生懸命でやるつもりでありますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○原田委員 それでは種々質問がございまして、まだあとに質問者もございまして、時間の関係もございまして、一つお聞きしたいと思ふのでございまして、大臣は道義の高揚、愛国心の振起を特に強く申されておられる。ありますが、先般の質問中に、戦前日本の教育方針ともいふべき教育勅諭については、その本質が軍国主義であるいは国家主義につながるものである、これはそれがゆゑに廢止されたものである。しかるに文部大臣の答弁を聞いておると、これの内容の復活に賛成されるごとき口吻があると盛んに聞かれました。これではあります、私は大臣の答弁を聞いてかかると心配は毛頭ないと感じたのであります。それのみか、その徳目をあげてこれを高揚するといふ御意見も、私は賛成でございまして、戦後の占領行政の行き過ぎと申しますか、初めて日本の国が敗れたとい

うために、国民がまことに卑屈感に襲われたためか、親に孝といふことを一つ取上げてみましても、親に孝行するといふことが新時代の思想でないといふように、間違つた考えを持つ子供まで現われて来るといふようなことが、相当問題になつておるのであります。自由を奔放とはき違へた人たちが多くなつておることを私は憂へるものであります。この際お尋ねしたいといふことは、旧教育勅諭の中に「我々皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト安遠ニ」とわが國の歴史に關することがあるものであります。が、この國の歴史に關しては、終戦後は歴史、地理の教育については相當の制約がございまして、わずかに社会科の中で教えておる程度にすぎないのであります。が、獨立國において、自分の國の歴史を知らぬといふやうなばかげたことがあつてはならないのであります。この点について、大臣は歴史を必須科目に加えるといふやうな御意思が、おありかどうかといふことを、私はお伺ひいたします。

○大達國務大臣 お答えいたします。今お言葉の中にありました——これも誤解を避けます意味で一言申し上げておきますが、教育勅諭は立憲君主制といふものを前提にして述べられておる。その意味におきまして今日の國の狀態、社會の狀態と、形式においていれない点がある、私はそう思つております。ただ教育勅諭は軍国主義を鼓吹し、あるいは國家主義といふものがどういふことであるかよくわからぬが、先日来軍国主義、國家主義と並べておつしやいます、少くも軍国主義を鼓吹しておるものでないといふことは、私はその通り思つております。

それから歴史教育の問題であります。が、これもお言葉通り、日本人に限らず、どこの民族、どこの人間でも、歴史、地理によつて自分の過去を知り、現在を知る、これがそも／＼出発点であります。これがなくては一体立つて行くものでないことは、個人にしても、民族にしても、また一つの社會にしても、私が申し上げるまでもないことであると思ひます。終戦後の歴史教育といふものは、全然なくされたわけではありませんが、系統的に教えられておまぬ。そこで歴史といふものが何か、まづそのうちに年分されてしまつて、そつしてことに年分されてしまつて、兒童の頭には入らぬといふ傾向は確かにあると思ひます。そこで私が、

が、ただいま申し上げるやうに、民族がみづからの過去を知り、現在を知るために、歴史、地理の教育がもとと徹底されなければならぬ。これは國民が自立して行く基礎であると思ひます。そこで先ほど申し上げましたやうに、これを獨立の必須科目にするかどうかといふ点につきましては、これはいづゆる教育技術の問題であらうと思ひまして、これも小学校、中学校、高等學校によつて、それ／＼子供の知能の發育程度に適應させて行かなければならぬのであります。それから、初めから必須科目にするかどうかは今何とも申し上げられませんが、しかし高学年においては、必須科目たらしめてよいものであると考えております。

○原田委員 私は大臣が歴史を必須科目として教える御意思のあることを知つて欣快に存するのでありますけれども、歴史にはうそがあつてはならぬ、政治的含みや當時の學者の感情が

歴史に加へられないと思ひるのでございしますが、大臣はいかがお考えになりますか。

○大達國務大臣 まつたくその通り、同感であります。

○原田委員 そうすると過去の日本の、戦前において教えた歴史が、正確に間違ひない歴史であると大臣は考えておられますか。

○大達國務大臣 それは私は歴史の専門家でありませんから、その点私見を申し上げることは差控へたいのであります。が、わが國がいづゆる「國ヲ肇ムルコト安遠ニ」といふことは、一体何千年前から始まつたか、こゝういふ点については／＼學者の間に議論があるやうです。そこで私は少くとも議論のない、間違ひのない史実、こゝういふことに限定をして、いづゆる歴史教育の内容とした方がよいのじやないか、こゝういふふうに考えております。

○原田委員 戦前われ／＼が義務教育、學校教育を通じて受けたところの歴史教育といふものは、私は學者でないから詳しいことはよくわからないのであります。が、日本書紀を中心とした神話伝説に發するところの日本歴史であると思ひます。今日この戦前の日本歴史をもつて、その伝説といふ事實があるといふことは認めても、それがすべて事實であつたと考えておる者は私は少ないと思ひます。そこで私が言いたいののは、最初に政治的含みや歴史に入つてはならぬといふ質問に対して、大臣大臣も御同意をいたしておるのではありませんが、たとえば日本書紀といふものがあつて、それ自体が確かに權威のあるところの歴史書でありますけれども、これが書かれておるのは日本

の天皇制のやうやく確立して來た時代であつて、それ以前の日本の天皇一家では／＼な事柄が起きておる。たとえば天皇の位の争奪のために兄弟が争ひ、あるいは臣下が皇族を殺戮するといふやうなことが起つております。天皇制確立といふところの政治的含みが多分に、私はこの史記の中に入つておると考えます。そうすると、日本書紀のみによつて日本の歴史が正確であるといふ考えに基いて歴史を教えるといふことは間違ひである。しかも近世に入つてからは、水戸光圀とか本居宣長といふやうな者が出て來て、朱子學、儒教の影響の強いことを、日本古來の日本書紀を貫いておる精神からこれを憂へて、勸皇の思想から大日本史や古事記伝等を著わして、日本をたたえておるのであります。これは私はあまりにも偏見に過ぎると思ひます。

日本の史実の中にまことにいいところもあるのですけれども、それを強調したいがために、あまりにも偏見に陥り過ぎておる。そして外國にあるところの日本に關する權威のある史記などを故意に排撃するといふやうな態度をとつたと思ひるのでございまして。たとえば日本書紀よりもさらに古い歴史を持つておつて、そして世界的に相當權威のある——相當じやない、權威のある三國志の中に魏志倭人伝といふやうなものがある、古代の日本の歴史を書いておるのであります。そゝういふものを全然排撃するやうな形をとつて來ておる。こゝういふことであつてはならぬと私は考えるのでございまして。けれども、大臣はどうお考えになりますか。

○大達國務大臣 私は日本書紀あるい

は大日本史、こういう歴史に関する著作は、史実に忠実に合致しておるものか、あるいは特殊の政治目的というものをとに書かれたものであるか、この点について、むろん歴史学者でもありませんし、私は文部大臣として断定をすることはできませんことですからこれは差控えますが、私見を申し上げますと、御指摘の点があるんじゃないか、こういうふうに思っております。私は歴史は、ただいまも申し上げますように、これはもう専門家のところで十分検討してもらつて、だれが見ても間違いないごく率直の、淡々たる、すなおな歴史を子供に教えた、こういうふうに考えております。

○原田委員 大臣の御答弁で、私は、まことにけつこうであると思ふのでありますが、貧弱な知識で恐れ入りますが、魏志倭人伝の中に女王卑弥呼という存在がある。それが当時魏の国に使者をして金印紫綬の位をもらつた。それが隣国大國の隸屬的な位に立たされておるから三國志は取上げてはならないのだという面があつたと思ふのであります。ところが今私が考えるのに、邪馬台国というのが九州にあつたか、大和にあつたかというところは、兩説にわかれておりますから、私は正確にこれを論断することはできないのでありますけれども、これが日本の土地であらうというところは間違いない事実であらうと思ひます。その女王卑弥呼の時代から、正確な歴史であるといわれておる日本書紀の時代になつて、そのときに聖德太子が出て、そして日出ずるところの天子、日没するところの天子に書をいたす、つつがなきやというところで、対等の交際をやつておる。

向うではそのときには三國が滅んで隨の時代になつておる。この時代の變遷に伴つて、日本の國の發端と思はれるところの小さい國が、やがて聖德太子の御代になつては堂々と一等國の交際をしておるといふ歴史は、私は決して懸すべきものではないと思ふ。そういうことを懸そう／＼とするから今日明らかになつて来ると、何か悪いことをしておるといふように解されがちになるのである。歴史に政治的な含みや、またその當時の感情というものを入れてはならないというものは、そういう歴史の教え方をしておるから、大東亜戦争當時も、日本は最後になつたら神風が吹くんたといふことを、相當な人が信じようとしていた。そして最後には神風も吹かないで、日本の國は戦争に負けてしまつた。ところがこれが最初の日本の敗北でございましてけれども、元寇の役にすでに九州の一部は元軍に占領されておるといふことは、歴史教育の上から懸そう／＼としておる。だから今日の青少年は、日本が戦争に負けた、歴史始まつて以来の敗戦だ、初めて占領軍が来た、日本の歴史はみなうそだといふことで、まことに無氣力に陥つておる。目を欧州に転ずれば、ドイツ、フランスあるいはイギリス、それ／＼をながめてみても、自分の國の歴史はずいぶん正確に伝えられておる。イギリスでは臣下が王を殺しておることがある。こういうことはいまわしいことであるから、ほかから言われると國民はいやだろが、それを懸そうとしておらない。國の敗戦も率直に伝えられておる。だから一度や二度の敗戦でへこたれないで再び復興しておる。だから、私はこういう意味から、

正確な歴史を大臣が教えなければならぬとお考へになるならば、正確な歴史を教える必要がある。再び過去のような間違ひをなしてはならないと考へるのでございしますが、大臣はこれについてどうお考へでございしますか。

○大達國務大臣 御意見まつたく同感です。

○原田委員 まことに大臣は賛成をしておられたので、私は、願わくは賛成をしていただいた大臣の在任中にも、歴史教育ということを實際に現わしていただいて、そうして日本に正しい意味の愛國心を振起する根底を与えていただきたいといふことを、最後に要望いたしましたして、私のきよ／＼の質問を終ります。

○辻委員長 本日はこの程度で散会し、次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十八年七月九日印刷

昭和二十八年七月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局